三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字北上角一一・字本上角二九九の一・三〇〇・字西大久保二四〇・二四三の一・二四七・字南野間一七九の一八・一七九の四一・一七九の四九・一七九の一六二・一七九の一六三（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県名西郡神山町下分字黒口三六八の一、字南山六、七の一、七の二、三一八、字三ツ木四一〇、四一一、四一六、字暮石二二の一、二二の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字黒口三六八の一（次の図に示す部分に限る。）、字南山六、七の一、七の二、三一八、字三ツ木四一〇（次の図に示す部分に限る。）、四一一、四一六（次の図に示す部分に限る。）、字暮石二二の一、二二の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県名西郡神山町阿野字方子三一の一、三一の二、三二、三四、三五、字松尾二二九、二七六、二八五、四〇一、四〇二、四〇四、字宮分四八六の三、五一〇の一、六一六の三、六一六の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県名西郡神山町阿野字臼嶽五五、五八の一、八三の二、八四、字松尾七、一〇、三三、三四、四四、四五、七五、七五の二、二八〇、二八三、二八四、二八六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県美馬市脇町字暮畑七二の一、七二の二、一〇六の一、一〇六の二、一〇六の四から一〇六の一〇まで、一〇七から一〇九まで、一一〇の一、一一〇の二、一一一、一一二、一九〇、二三四、二四一の一から二四一の三まで、二四二、二四三の一、二四三の二、二四四、二五九の一から二五九の七まで、二六〇、二六一の一、二六一の二、二六三、二七三、二七四、四一二、四一三の一から四一三の三まで、四一四から四一六まで、四一七の一から四一七の一〇まで、四一八、四三六、四四七から四四九まで、六〇四の一から六〇四の三まで、六〇五から六〇七まで、六〇八の一、六〇八の二、六〇九の一、六〇九の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県美馬市脇町字川原柴一五五の五、三一八、字暮畑九三、九四、一〇五の一、字新山一五三、一五三の二、一五四の二、三〇二、三〇三、三〇四の二、三〇五、字天神一、三の一、四の一、五の一、六、七の一、八、九の一、一七、二〇の一、二〇の三、二一の一、二一の二、二一の四、二一の五、二三の一、二三の二、二四の一、二四の二、二五の一、二五の二、二六、二七、三六、三八、四四、四五の一、四五の四、四五の五、四五の八、四六から四八まで、七九から八二まで、八三の一、八三の二、八四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）